

役員報酬等に関する規程

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という）の定款第 30 条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号で定める報酬、日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む。）、通勤費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (3) 常勤とは、週 5 日本会の事務所にて勤務することをいう。
- (4) 非常勤とは、(3) の日数に至らない日数を本会の事務所にて勤務することをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
- (2) 非常勤の理事 日当
- (3) 監事 月額報酬

2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。

3 第 1 項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第 7 条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

(規程の改正等の提案と諮問会議の意見)

第 4 条 第 9 条に基づくこの規程の改正、並びに、常勤の理事及び監事の別表中の該当する号棒の決定もしくは変更を総会に提案するときは、予め諮問会議に諮問しその意見を踏まえなければならない。

(月額報酬の支給)

第 5 条 常勤の理事に対する月額報酬の支給日、支給方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員を対象として別に定める給与規程に準ずる。

(費用)

第 6 条 本会は、理事及び監事が、その職務の執行にあたり負担した費用を速やかに支払う。前払いを要すると認められる場合は、前もってこれを支払う。

2 理事及び監事が、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議その他の催事等への出席その他本会の職務を遂行するにあたり要する交通費は、実費をもってこれを支給する。

(退職慰労金)

第7条 常勤の理事が、次の各号に該当した場合には、当該理事またはその遺族に対して退職慰労金を支給する。

- (1) 任期を満了し退任したとき
 - (2) 在任中死亡したとき
 - (3) 辞任届を提出し、受理されたとき
- 2 任期を満了しても、引き続き常勤理事に就任した場合には、前項のいずれかに該当するまで支給しない。
- 3 退職慰労金の支給額は、退職慰労金支給時における1ヵ月の報酬額に在任年数(1年未満の端数を生じたときは1年として計算する。)を乗じて計算する。ただし、在任中に長期欠勤があったときは、その原因等の諸事情を勘案し半年(0.5年)を単位として相当年数を在任年数から控除することができる。
- 4 退職慰労金の支給に備えるため、それぞれの常勤の理事の任期または在任期間ごとにその時点において支給されるべき退職慰労金を算定し、積み立てを行うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

別表 日当(単位:円)

1日当たり	2,200
-------	-------

別表 常勤理事俸給表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

別表 監事報酬表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000